

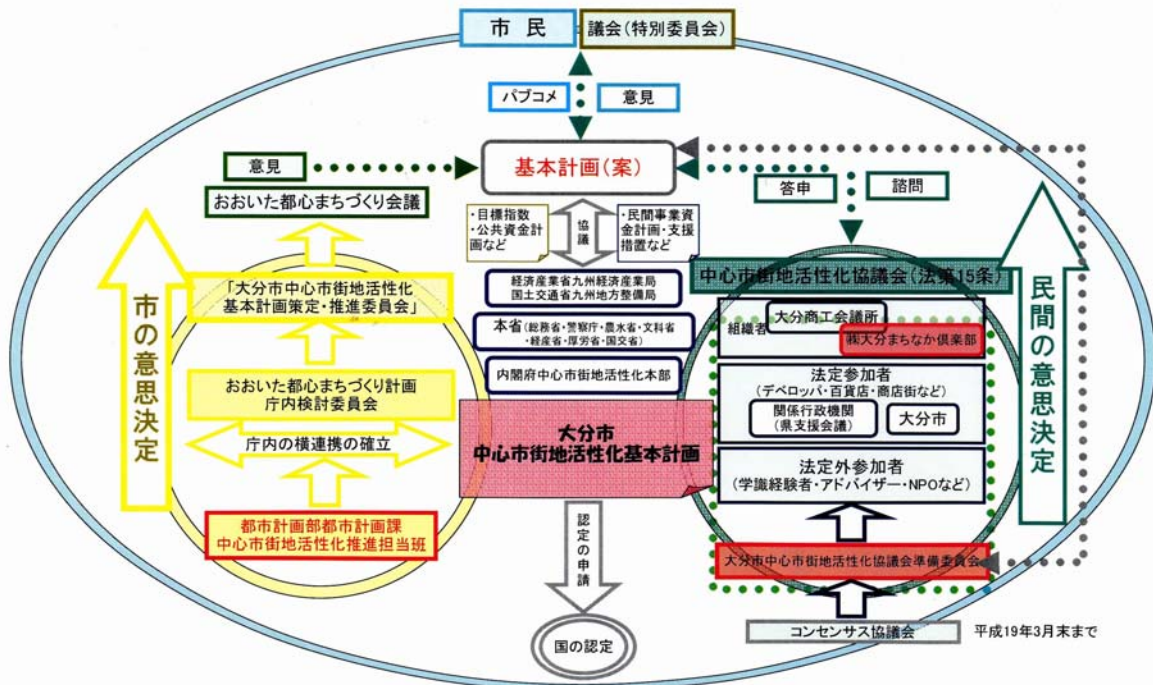
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

■策定イメージ図

大分市中心市街地活性化基本計画の策定のイメージ

大分市都市計画部



(1) 「中心市街地活性化担当班」の設置（平成19年度～）

本市では、都市計画部に平成19年度より都市計画課中心市街地活性化担当班を設置し、部内では、既設の駅周辺総合整備課駅高架・まちづくり推進室（駅周辺総合整備事業担当部署）との連携を図っている。また関係部局との調整を図りながら計画の推進体制を強化している。

平成19年度の要員は4名（中心市街地活性化担当参事1名＋中心市街地活性化担当班3名）である。（駅高架・まちづくり推進室においては6名。）平成20年度には、部長級中心市街地活性化担当を置き、推進体制の強化を図っている。

(2) 「大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会」の設置

基本計画策定にあたっては、本市に副市長を委員長とする「大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会」を設置し、庁内各部長を委員に、関係課長級の幹事会、課内の有志による作業部会を設置している。この委員会については、計画策定後の事業推進のためのチェック機能やフォローアップ体制の役割も有している。

また、委員会に幹事会・作業部会を置き、庁内の横軸の連絡体制を確立している。

◇大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会の構成

区分	所属・役職
委員長	副市長
委員	総務部長、企画部長、財務部長、市民部長、福祉保健部長、農政部長、環境部長、商工部長、土木建築部長、都市計画部長、参事兼中心市街地活性化担当、下水道部長、教育総務部長、学校教育部長、消防局長
事務局	都市計画部都市計画課 中心市街地活性化担当班

◇基本計画策定・推進委員会の開催経過

平成19年4月16日から平成20年6月10日にかけて、計6回開催している。

◇大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会の幹事会の構成

区分	所属・役職
幹事長	都市計画課長
幹事	総務課長、企画課長、情報政策課長、文化国際課長、財務課長、管財課長、市民協働推進課長、福祉保健課長、子育て支援課長、長寿福祉課長、障害福祉課長、保健総務課長、環境対策課長、商工労政課長、農政課長、園芸畜産課長、耕地林業課長、土木管理課長、道路建設課長、住宅課長、都市交通対策課長、開発指導課長、街路建設課長、まちなみ整備課長、公園緑地課長、駅周辺総合整備課長、下水道計画課長、下水道建設課長、下水道施設課長、文化財課長、学校施設課長、警防課長

◇幹事会の開催経過

平成19年4月16日から平成20年6月10日にかけて、計5回開催している。

◇大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会の作業部会員の構成

区分	所属・役職
作業部会長	都市計画課参事
作業部会員	総務課防災危機管理室、企画課実施計画都市計画担当、情報政策課情報化推進担当班、文化国際課文化企画係、財政課都市計画担当、管財課庁舎管理担当班、市民生活課自治担当班、福祉保健課総務係、子育て支援課庶務係、長寿福祉課介護認定担当班、障害福祉課管理係、保健総務課医務薬事担当班、環境対策課管理係、商工労政課参事、商工労政課商業係、農政課企画係、園芸畜産課庶務係、耕地林業課庶務係、土木管理課計画担当班、土木管理課市道管理担当班、道路建設課道路第2係、住宅課庶務係、都市計画課中心市街地活性化担当班、都市交通対策課交通政策担当班、都市交通対策課自転車総合対策担当班、開発指導課審査第二係、街路建設課地区整備係、街路建設課街路建設係、まちなみ整備課住環境整備担当班、駅周辺総合整備課駅高架・まちづくり推進室、駅周辺総合整備課換地工務係、公園緑地課緑化計画係、公園緑地課公園緑地係、下水道計画課事業調整担当班、下水道建設課中央建設係、下水道建設課植田・南部建設係、下水道施設課維持係、下水道施設課処理場係、文化財課文化財係、学校施設課施設係、消防局警防課警防係

◇作業部会の開催経過

平成19年5月30日から平成19年10月10日にかけて、計2回開催している。

(3) 大分市議会「にぎわい創出・複合文化交流施設建設特別委員会」(平成19年～)

大分駅を中心とするまちづくりの核となる複合文化交流施設の建設に関する調査や、まちなぎわい創出に向けた中心市街地の活性化に関する項目について、市議会に「にぎわい創出・複合文化交流施設建設特別委員会(14名)」を設置し、新たな中心市街地活性化基本計画についての意見徴収や調査研究を行っている。

◇特別委員会の開催経過

基本計画策定等に関して、平成19年3月22日から平成20年4月18日にかけて、計8回開催している。

(4) 地元有識者(市民)ほかによる「おおいた都心まちづくり会議」の活用

平成10年度に設置した「駅南まちづくり会議」を平成16年度より発展的に解消し、「おおいた都心まちづくり会議」を発足させ、大分駅周辺総合整備事業の進捗に併せて産・学・官・民協働による「中心市街地の活性化に向けた魅力づくり」を議論している。新たな基本計画の策定についてもこの会議を活用して意見徴収・反映を行ってきた。

◇おおいた都心まちづくり会議の開催経過

基本計画策定等に関して、平成19年3月22日から平成20年6月6日にかけて計3回開催している。

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（1）大分市中心市街地活性化準備委員会、ワーキング委員会

本市では、TMO などの設置がなかったことから、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための調査、研究及び調整活動を行なうことや中心市街地活性化への認識統一を目的として、平成 19 年 5 月 18 日に「大分市中心市街地活性化準備委員会」及び「大分市中心市街地活性化準備委員会ワーキング委員会」を設置した。この組織は、「中心市街地活性化協議会」と同等の機能を有するものであり、計 2 回の準備委員会及び計 11 回のワーキング委員会を開催し、基本計画策定に関する意見調整を行ってきた。

また、平成 19 年 5 月には、都市機能の増進を図るものとして、大分商工会議所との法定協議会の共同の設立者となるべく「株式会社大分まちなか倶楽部」が、官民が一体となった会社として設立された。

○株式会社大分まちなか倶楽部の概要

【設立】平成 19 年 5 月 14 日

【資本金】10,000,000 円（発行株式数 500×一口 20,000 円）

【出資者】

区分	所有株式数	所有割合	備考
大分市	100	20.0%	発起人
大分商工会議所	100	20.0%	発起人
大分合同新聞社	75	15.0%	
(株)トキハ	50	10.0%	
デジタルバンク(株)	25	5.0%	
(株)大分銀行	25	5.0%	
(株)豊和銀行	25	5.0%	
大分信用金庫	25	5.0%	
大分県信用組合	25	5.0%	
大分市中心部商店街振興組合	25	5.0%	
大分都心まちづくり委員会	25	5.0%	
計	500	100%	

【事業目的】

- ・都市基盤整備、都市再開発、観光開発等都市機能の向上を図る事業及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案、情報提供並びに実施及びコンサルタント業務
- ・上記事業に係る共同施設、駐車場、店舗等の取得、建設、管理運営業務
- ・上記事業に係る不動産の取得、譲渡、賃貸借、斡旋、仲介及び管理、維持、補修、警備、清掃業務
- ・上記事業に係る商業振興各種イベントの企画、実施、販売、情報提供
- ・商店街、商店の販売促進のための共同事業の企画運営、指導、情報提供、コンサルタント業務及び事業実施の受託
- ・地方公共団体、法人、その他事業者等の依頼により対価を得て行う調査、研究、コンサルタント業務及び事業実施の受託 他

(2) 大分市中心市街地活性化協議会

平成20年4月には、前述の大分市中心市街地活性化準備委員会を発展的に解消し、中心市街地の活性化に関する法律に基づく大分市中心市街地活性化協議会を設立し、併せて、第1回協議会を開催するなかで、これまで準備委員会等で策定した中心市街地活性化基本計画案について、協議を行った。

○大分市中心市街地活性化協議会の概要（抜粋）

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 大分市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 大分市の中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 大分市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 大分市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地に関すること

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は大分商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 副会長は会長が会員の中から選任する。

(会議)

第10条 協議会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員を選出その他必要な事項を審議する。

- 2 協議会は、会員をもって構成する。
- 3 協議会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会の議事は、主席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキング委員会)

第11条 協議会の目的を実行するため、ワーキング委員会を設置することができる。

- 2 ワーキング委員会は、協議会の定める活動方針に沿って活動する。
- 3 ワーキング委員会は活動状況を協議会に報告する。
- 4 ワーキング委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

◇大分市中心市街地活性化協議会構成

	所 属 先	所属先役職	
1	大分商工会議所	会 頭	経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
2	株式会社大分まちなか倶楽部	代 表 取 締 役	都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
3	大分大学	副 学 長	学識経験者
4	国立大分工業高等専門学校	教 授	（法第15条第8項関係）
5	日本文理大学	准 教 授	
6	大分県立芸術文化短期大学	准 教 授	
7	大分市商店街連合会	理 事 長	商店街
8	大分市竹町通商店街振興組合	副 理 事 長	（法第15条第4項関係）
9	大分市中央町商店街振興組合	理 事 長	
10	大分市府内5番街商店街振興組合	理 事 長	
11	サンサン通商店街振興組合	理 事 長	
12	大分市ポルトソール商店街振興組合	理 事 長	
13	中央通商店会	会 長	地元事業者
14	赤レンガ通商店街	会 長	（第15条第4項関係）
15	西新町通商店街	会 長	
16	長池町東栄会	会 長	
17	大分駅前商店会	会 長	
18	株式会社トキハ	執 行 役 員	地域内大型店
19	イオン株式会社フォーラス事業部大分店	館 長	（第15条第4項関係）
20	株式会社バルコ大分店	店 長	
21	株式会社マイカル九州大分サティ	店 長	
22	社）大分県不動産鑑定士協会	理 事	不動産業者（第15条第8項関係）
23	自治委員連絡協議会荷揚校区	校 区 会 長	地元自治会
24	自治委員連絡協議会金池校区	校 区 会 長	（第15条第8項関係）
25	がんばれ社会貢献ファン運営委員会	会 長	地域活動団体
26	大分都心まちづくり委員会	代 表 幹 事	（第15条第8項関係）
27	大分市消費者団体連絡協議会	会 長	
28	大分市医師会	会 長	
29	大分市社会福祉協議会	会 長	
30	都心まちづくり推進協議会	委 員	
31	おおいと土曜市運営協議会	会 長	
32	（社）大分青年会議所	副 理 事 長	
33	大分商工会議所青年部	特 別 理 事	
34	株式会社大分銀行	取 締 役 頭 取	金融機関
35	株式会社豊和銀行	代 表 取 締 役 頭 取	（第15条第8項関係）
36	大分信用金庫	理 事 長	
37	大分県信用組合	理 事 長	
38	九州旅客鉄道株式会社大分支社	支 社 長	交通事業者
39	大分バス株式会社	代 表 取 締 役 社 長	（第15条第4項関係）
40	大分交通株式会社	代 表 取 締 役 社 長	
41	大分市タクシー協会	会 長	
42	九州電力大分支店	執 行 役 員 支 店 長	居住促進・環境向上
43	（財）大分県土地区画整理協会	理 事 長	（第15条第4項関係）
44	（社）大分県建設業協会大分支部	支 部 長	
45	（社）大分県情報サービス産業協会	会 長	
46	大分合同新聞社	代 表 取 締 役 社 長	報道・放送関係
47	NHK大分放送局	局 長	（第15条第8項関係）
48	株式会社大分放送	代 表 取 締 役 社 長	
49	株式会社テレビ大分	代 表 取 締 役 社 長	
50	大分朝日放送株式会社	代 表 取 締 役 社 長	
51	株式会社エフエム大分	代 表 取 締 役 社 長	
52	大分ケーブルテレコム株式会社	代 表 取 締 役 社 長	
53	大分県中心市街地活性化支援会議	会 長	オブザーバー・アドバイザー（第15条第7項）
54	大分市都市計画部	部 長	（第15条第4項）
55	大分市商工部	部 長	（第15条第5項）
56	大分市都市計画部	参 事	（第15条第4項）
57	大分県大分中央警察署	署 長	（第15条第8項）
58	経済産業省九州経済産業局	流通・サービス産業課長	（第15条第7項）
59	国土交通省九州地方整備局	建政部都市・住宅整備課長	（第15条第7項）
60	（独）中小企業基盤整備機構九州支部	地 域 振 興 課 長	（第15条第7項）
61	（財）民間都市開発推進機構	中心市街地活性化支援室長	（第15条第7項）
62	日本政策投資銀行大分事務所	所 長	（第15条第8項）
	大分商工会議所	専 務 理 事	協議会事務局

◇大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会構成

大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会

(08.06.01)

	所 属 先	所属先役職	
1	大分商工会議所	副 会 頭	協議会副会長
2	〃	専 務 理 事	
3	大分大学工学部	助 教	学識経験者
4	大分市竹町通商店街振興組合	青 年 部 長	地域商業者
5	大分市中央町商店街振興組合	副 理 事 長	〃
6	府内町連絡協議会	会 長	〃
7	(株)トキハ	執 行 役 員	地域内大型店
8	新大分土地(株)	代 表 取 締 役	権利者等
9	大分地区地域活性化協働推進会議	委 員 長	地域活動団体
10	大分都心まちづくり委員会	代 表 幹 事	〃
11	大分市社会福祉協議会	事 務 局 長	〃
12	(株)大分銀行	公務・地域振興部長	金融機関
13	(社)大分県建設業協会大分支部	副 支 部 長	建設業関係
14	九州旅客鉄道(株)大分支社	総 務 企 画 課 長	交通事業者
15	(社)大分県バス協会	会 長	〃
16	大分市タクシー協会	会 長	〃
17	大分合同新聞社	常務取締役事業局長	報道機関
18	大分市商工部	次長兼商工労政課長	行政関係者
19	大分市都市計画部都市計画課	課 長	〃
20	(株)大分まちなか倶楽部	参 与	まちづくり会社
21	〃	タウンマネージャー	まちづくり会社
22	大分商工会議所青年部	特 別 理 事	

●アドバイザー

大分大学	副 学 長	学識経験者 協議会副会長
大分県企画振興部景観自然室	参 事	行政関係者
大分県商工労働部商業・サービス業振興課	主 幹	〃
大分県土木建築部建設政策課	企 画 調 整 監	〃
大分県土木建築部都市計画課	主 幹	〃

●事務局

大分商工会議所	事務局長	
〃	中小企業相談部参事	
〃	中小企業相談部 専門指導課長	
〃	事業部地域振興課長	
〃	中小企業相談部 専門指導課長補佐	
〃	中小企業相談部 専門指導課係長	

○大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会の概要（規定抜粋）

（所掌事項）

第2条 ワーキングは、大分市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
- (2) 中心市街地活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- (3) 中心市街地活性化に資する事業の企画及び実施
- (4) その他中心市街地活性化全般に関し必要な事項

（組織）

第3条 ワーキングは、委員長、副委員長及び第5条に規定する委員をもって構成する。
2 ワーキングは、事業実施や調査研究などの目的に応じて、委員と外部専門家等で構成する専門部会を組織することができる。

大分市中心市街地活性化基本計画案に関する意見については下記の通りまとめられ、大分市へ提出された。

◇活性化協議会による意見書（写し）

平成20年5月8日

大分市長 釘宮 磐 殿

大分市中心市街地活性化協議会
会長 安藤 昭 三

大分市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、大分市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を、別紙のとおり提出します。

意 見 書

大分を元気にするためには、大分駅を中心とした市街地の活性化が極めて重要と考え、平成18年12月に商業者が中心となって、中心市街地活性化コンセンサス協議会を設けて、魅力ある中心市街地の創造に向け、地域を巻き込んだ啓発活動が行われてきました。

この取り組みを受けて、大分市は昨年5月、新たに中心市街地活性化基本計画を策定しなおし、国の承認を目指すとの意向を表明され、その後の検討作業を経て、このたび計画案が発表されました。

策定にあたっては、コンセンサス協議会から移行した中心市街地活性化準備委員会ワーキング委員会のメンバー21名により、官民挙げて計11回に及ぶ議論の結果なども、計画に盛り込まれております。

大分市が、基本計画の策定・実施を通じ、大分市の振興、発展を目指そうとする姿勢は、高く評価できるものであり、当協議会としては、出来るだけ早く国の認定が得られるよう切望するとともに、事業の実施や計画の進捗管理などについても、共に全力で取り組んでいく所存です。

なお、申請、実施に当たって次の事項についてご配慮をお願いします。

①目標値の設定について

活性化の達成度を評価する指標のひとつとして、中心市街地活性化エリア内の小売業年間商品販売額を採用しておりますが、計画期間中は、消費が振るわない中、目標を平成16年の販売額を維持する年間880億円に設定したのに対し、その先3年間の長期目標になると、駅周辺開発による新たな商業集積との相乗効果を期待し、急激なV字回復を描くシナリオは、実現性に疑問があります。

継続的に活性化する仕組みづくりによって、足腰の強い安定した中心商業地をつくる計画に異論はありませんが、指標に採用する販売額は、当市に限らず、外部環境の影響に大きく左右されることから、長期目標の設定については、再考いただきますようお願いいたします。

②ユニバーサルなまちづくりについて

他都市とは違うオリジナリティのある計画にするため、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れた人に優しいまちづくりや、ウォーターフロント計画など大分県や関係団体が市内で展開する活性化事業と有機的に連携するなど、大分ならではの特徴あるまちづくりを行うよう望みます。

③計画のフォロー体制について

現在でも、住民レベル、商店主レベルで、活性化へ取組む新たな胎動が、中心市街地エリアの方々に起きております。今回の基本計画に組み込むことは間に合いませんでしたが、毎年計画のローリングを行う中で、追加することも考慮しつつ、十分フォローしていただきたいと思っております。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 基本計画に対する市民意見

(参考：資料編 [資料15](#))

市民の意見を把握するため、「大分市中心市街地活性化基本計画(案)」についての市民意見公募（パブリックコメント）を平成20年3月27日から平成20年4月11日まで実施した。その結果、下記のとおり意見が寄せられ、これらを市民意見として捉え、基本計画策定の参考とした。

寄せられた意見数 9件
寄せられた意見内容 19項目

(2) 中央通りの歩行者天国の実施

本市の「大分都心まちづくり委員会」、大分商工会議所、学識経験者、公共交通機関、市民の代表者、行政の関係者で構成する「歩行者天国実施協議会」を平成18年度組織化し、中央通りにおいて、その協議会の主催のもとで平成18年10月28日歩行者天国（社会実験）を実施した。

◇歩行者天国の概要①

日時：平成18年10月28日（土）

場所：中央通り（大分パルコ前～パチンコ大商前）の東側車道3車線

時間：12時～16時（交通規制時間：11時から17時）

当日の来街者：3万4千人



◇歩行者天国の概要②

日時：平成19年11月22日（木）「いい夫婦の日」

場所：中央通り（大分パルコ前～パチンコ大商前）の車道6車線

時間：19時30分～21時30分（交通規制時間：18時50分～22時）

当日の来街者：6万4千人



(3) 大分市中央通り歩行者天国実施協議会フォーラムの開催

その結果・検証をもとに、平成 19 年 2 月 27 日には「大分市中央通り歩行者天国実施協議会フォーラム」を開催し、大分の新たな顔として中央通りが果たす役割などについての意見交換や、来街者アンケート調査等の報告が行なわれた。



また、平成 20 年 3 月 8 日に 2 回目の歩行者天国フォーラムを実施し、平成 19 年 11 月 22 日に中央通り 6 車線フルモールで行われた歩行者天国での来街者意識調査やバス利用に関する調査報告など、「歩行者天国の展望とまちなかの行方」と称し、夜間歩行者天国実施についてのパネルディスカッションを行った。市民ほか、90 名余りの参加であった。



(4) 「まちなかおもしろくする討論会」の実施

本市では、中心市街地活性化に関する啓発活動として、市民を対象に「まちなかおもしろくする討論会」を実施し、200 人以上の市民の参加者のもとで活発な議論が行われた。

日時：平成 19 年 12 月 20 日

場所：コンパルホール

◇討論会の概要

第 1 部 討論会

“魅力ある「まちなか」はどうあるべきか”

第 2 部 パネルディスカッション

“中央通りが中心部の活性化に果たす役割”



本市では、中央通りが中心市街地の活性化に果たす役割の大きさに鑑み、引き続き中央通りにおける交通社会実験などを実施し、ひと中心の安心・安全・快適な歩行者優先空間再構築するために、官民協働でその姿を実現させる。

(5) ボランティア等の地域活動

本市では、市民・事業者・行政が協働し、「ポイ捨てのない」「清掃がいきとどいた」「花いっぱい」の日本一きれいなまちをつくることをめざし、これまで実施してきた施策を横断的・効率的に推進し、市民の皆さんの美化活動を支援するため、“日本一きれいなまちづくり行動計画”を策定した。この行動計画をもとに、日本一きれいなまちづくり運動を市民総参加の運動として、ギネスに挑戦と銘打って、「全市いっせいごみ拾い大作戦」を平成18年8月7日に実施し、市民146,679名の参加で実現した。



ギネス認定証

特に中心市街地では、平成17年度より市職員による市役所周辺の中心市街地の清掃作業ボランティアを定期的(毎月1日早朝)に実施している。18年度は、本庁職場のみで約4,000人、19年度約4,600人の参加実績であり、現在もその取組みを継続している。